

苫小牧市診療所条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市診療所条例（平成27年条例第●号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(診療時間)

第2条 苫小牧市診療所（以下「診療所」という。）の診療時間は、次のとおりとする。

区分	曜日	診療時間
苫小牧市呼吸器内科クリニック	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更することができる。

(休診日)

第3条 診療所の休診日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(病床)

第4条 診療所の病床数は無床とする。

(使用料等の割合)

第5条 条例第4条第1項第2号の規則で定める割合は、別表1に定める割合とする。

(手数料)

第6条 条例第4条第2項の規則で定める手数料の額は、1通につき別表2に定める額とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	割合
自動車事故に係る診療	100分の150
その他	市長が別に定める

別表2（第6条関係）

区分		金額
文書料	簡易な記載内容の証明書等	1通につき 1,000円
	通常の記載内容の診断書、証明書等	1通につき 1,500円
	複雑な記載内容の診断書、証明書等	1通につき 2,000円
	特別な記載内容の診断書、証明書等	1通につき 4,000円 〔市長が別に定めるものについては、3,000円〕
他の項に掲げるもの以外の診療料金		実費を勘案して市長が別に定める額

